

平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

原告準備書面（2）

2009（平成21）年5月19日

東京地方裁判所 民事第2部E係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 東 澤 靖

同 川 口 和 子

同 二 関 辰 郎

同 小 町 谷 育 子

同 魚 住 昭 三

同 古 本 晴 英

同 張 界 満

本準備書面では、被告国の準備書面（1）第4「本件各不開示文書の各不開示部分の内容及び各不開示理由の説明」のうち、不開示理由5、6、8に対する原告の反論を述べる。

なお、被告国の準備書面（1）第4のうち、不開示理由7に該当する各不開示文書については、次の理由の通り、当該不開示部分に関する訴えを取り下げることで、本準備書面において反論をなさない。

当初の決定通知文書においては、不開示理由7に該当する各不開示部分は、個人情報等以外の理由（法第5条6号）も不開示理由に挙げられていたことから、本件訴訟による取消の対象に含めた。しかし、原告において被告国の主張を検討したところ、被告国が挙げる法第5条6号に基づく不開示理由には何らの正当性もなく、不開示理由7に該当する各不開示部分が真に個人情報等に関するものであることが判明した。従って、訴状で記載したとおり、本件訴訟は、個人情報や法人情報であることを理由とする不開示部分をあえて対象から外し、外交上の不利益等を理由として不開示とされたものについて不開示決定処分取消とその不開示部分の開示義務付けを求めて提訴したものであることから、個人情報等（法第5条1号、2号）を理由とする不開示理由7に該当する各不開示文書の本件不開示部分に関する訴えは取り下げることでとした。

## 第1 「5 不開示理由5該当文書」について

### 1 「（1）文化財保護委庶務課長来訪の件」（文書574・乙29）について

#### （1）不開示情報の内容及び不開示理由

被告国は、文書574について、不開示理由5に基づく不開示部分は4枚目の枠外に記載された文化財保護委員会の庶務課・会計課・局長室の各電話番号であり、公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条6号）と主張する。

しかし、不開示とされた電話番号は、当時の文化財保護委員会の庶務課・会計課・局長室の各電話番号であるから、現在では不通となっている電話番号で

ある可能性が高く、これが公開されたからといって、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことは明白であるから、単に公表の慣行のない(か、どうかは別として) 国の機関の連絡先であることをもって、その公開により国の事務の適正な遂行に支障があるとする被告国の主張には論理の飛躍があると言わざるを得ない。

## 2 「(2) 朴議長一行名簿、日程、接伴要領」(文書964・乙30)について

### (1) 不開示情報の内容

被告国は、文書964について、99枚目から101枚目にかけて不開示理由5に基づく各不開示部分は、昭和36年11月11日及び12日に当時の韓国の朴正熙議長一行が訪日した際に、接伴した関係各所の各電話番号であると主張する。

これら不開示の対象となっている電話番号は、昭和36年当時の電話番号(内線番号)であるから、現在では不通となっている電話番号(内線番号)もあり、現在も使用されている電話番号(内線番号)であっても、当時の担当者等が存在しない電話番号(内線番号)であるから、不通となっている電話番号(内線番号)と同じであると言わざるを得ない情報である。

例えば、警察庁外勤課の電話番号として記載されている(581)0141は現在の警察庁の代表番号3581-0141であり、警視庁警衛課・外事課の電話番号として記載されている(581)4321は現在の警視庁の代表番号3581-4321であるから、不開示となっている部分は、担当警部・課長の内線番号であると推測できるが、当該不開示部分は当時の内線番号であることから、当然のことながら、当該内線番号に前記担当警部・課長が存在しないことも明らかであって、現実的にも前記担当警部・課長と連絡がとれないことが明白な番号である以上、現在では不通となっている電話番号と同じであると言わざるを得ない。

### (2) 不開示理由

ア 被告国は、文書964で不開示とされた情報は、公表の慣行のない国の機関の連絡先であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条6号）と主張する。

しかし、不開示の対象となっている電話番号は、昭和36年当時の関係各所の電話番号（内線番号）であり、現在では不通となっている電話番号か、あるいは現在でも使用されている電話番号（内線番号）である。

よって、現在では不通となっている電話番号はもちろんのこと、現在でも使用されている電話番号（内線番号）であっても、そのような電話番号（内線番号）が公開されることで、現在の国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする理由は何ら存しないものと言わざるを得ないので、単に公表の慣行のない（か、どうかは別として）国の機関の連絡先であることをもって、その公開により国の事務の適正な遂行に支障があると主張するには論理の飛躍があると言わざるを得ない。

イ 被告国の、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする主張に関しては、法第5条6号の趣旨から、同号で言う「支障」の程度につき、被告国において、どのような種類の国の事務の遂行について実質的にどのような支障が生ずるのか、また、「おそれ」の程度についても、単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性があることを主張・立証しなければならない。

しかし、被告国は、抽象的に国の事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると主張するだけであるから、これらの各電話番号（内線番号）を不開示とする合理的な理由は存しないと言わざるを得ない。

## 第2 「6 不開示理由6該当文書」について

### 1 李ラインをめぐる歴史的背景

ここでの不開示対象文書は、日韓会談に先立つ 1952 年 1 月 18 日に当時の韓国李承晩大統領が行った海洋主権宣言（いわゆる「李ライン」宣言）ならびにその後頻発するようになった李ライン水域での日本漁船への拿捕や銃撃に関しての日本政府の対応に関する文書である。

日韓の漁業水域をめぐる問題については、日韓会談を通じて進展し、1965 年の日韓基本条約及びそれに引き続く日韓漁業協定の成立（12 月 18 日）により、李ラインは事実上撤廃されることとなった。

## 2 不開示文書の内容

ここで被告国が不開示としている文書の内容は、以下のとおりである。

### (1) 李ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関する各省打ち合わせ会議議事概要（文書 1 1 4 0・全部不開示、番号 1）

この文書の内容について被告国は、海上保安庁、外務省等が作成した内部文書であり、李承晩ライン水域における警備強化及び漁船保護措置に関して、政府内部での率直なやり取り等が記載されていると主張する。

しかしながら、この文書は全面不開示であることから、日韓会談が継続している間、李承晩ライン水域において緊張状態や小康状態が繰り返された中での、いつの時期における検討内容であるかは不明のままである。また、海上保安庁が漁業水域において行う自国漁船の保護や他国漁船の取り締まりについては、一般にその職務内容が公表されているところ、この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とはどのように異なるのかは、何ら明らかにされていない。

### (2) 李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に関する海上保安庁の見解に関する件（文書 1 1 4 1・乙第 3 1 号証、番号 2）

この文書の内容について被告国は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した内部文書であり、李ライン周辺水域における巡視艇による実力行使に

関する見解について海上保安庁とのやり取り等が記載されており、不開示部分には、それに関する海上保安庁の詳細な見解を含む具体的なやり取り等が記載されていると主張する。

この文書には、開示部分として1960年11月10日付の新聞記事が2つ添付されているが、それらの記事は、李ライン周辺水域で日本漁船が銃撃を受けたことに関し、海上保安庁内部で自衛のための発砲に関する規程改定の動きがあることを伝えるものである。

(3) 李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関する件（文書1142・全部不開示、番号3）

この文書の内容について被告国は、外務省アジア局北東アジア課（当時）が作成した内部文書であり、李ライン周辺水域における日本漁船の自衛隊による保護に関して、政府内部での率直なやり取り等が記載されていると主張する。

しかしながら、この文書は全面不開示であることから、日韓会談が継続している間、李ライン周辺水域で緊張状態や小康状態が繰り返された中での、いつの時期における検討内容であるかは不明のままである。また、自衛隊がその領域内において行う自国漁船の保護や他国漁船の取り締まりについては、一般にその職務内容が公表されているところ、この時にやり取りされた内容がそのような公表された職務とはどのように異なるのかは、何ら明らかにされていない。

### 3 不開示理由

被告国は、以上の3つの文書についていずれも、「政府部内での検討の様子が子細に記されて」いること、ならびに李ライン周辺水域の一部が「現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界設定にも関連してくること」のみを指摘して、直ちに韓国等との信頼関係、国の安全、公共の安全と秩序維持、事務適正遂行への支障といった不開示事由に該当するとの結論を導いている。

しかし、被告国がここで述べているのは、結局のところ、警備強化及び漁船保

護措置に関する政府部内の検討の様子が記載されているというだけであり、警備強化や漁船保護措置として海上保安庁などの関係機関が通常行っている職務以上に、何についての検討内容が不開示理由に掲げたような問題を発生させるおそれがあるのかなんら具体的な事項を主張していない。また、上記（１）及び（３）の文書はその作成時期も特定されていないことから、その公開が現時点において各種の問題を生じさせるとの被告国の主張もまったく検証不能である。

被告国の不開示部分に関する主張は、指摘されるような問題点を持つのかどうかを判断するにはあまりにも抽象的であって、不開示理由の主張の前提を欠いている。これでは被告国の主張するような問題点が存在するかどうかの判断はまったく不可能であり、原則開示・例外不開示の枠組みを採用している情報公開法の下において、被告の主張立証責任を果たしていない点で、その主張自体が失当である。

また、不開示理由の有無は、文書が作成された後の時間の経過を考慮した上で判断されるべきである。すなわち、半世紀前の日本の内部検討事項の公開が、被告国が不開示理由として指摘する、韓国等との信頼関係、国の安全、公共の安全と秩序維持、事務適正遂行への支障といった問題を引き起こすとは通常考えられないが、その意味で被告国の主張は、誇張にすぎるものである。

### 第３ 「８ 不開示理由 ８該当文書」について

#### １ 不開示情報の内容

- （１） 被告国は、文書 741（「（１）李東元外務部長官が拝謁を賜った際の状況概要」・乙 36）及び文書 1128（「（２）日韓国交正常化交渉の記録（請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシャル）」・乙 37、番号 2）の不開示部分（以下、特に区別のない限り、併せて「本件各不開示情報」とする）には、韓国李東元外務部長官（当時）が昭和天皇に拝謁した際の状況

の概要および昭和天皇と李長官との具体的なやり取りが記載されていると主張する。

- (2) 被告国は、本件各不開示情報に記載された情報は、公にする慣行のない個人の情報であるというが、上述のように、「韓国李東元外務部長官（当時）が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要および昭和天皇と李長官との具体的なやり取り」と説明するだけであるので、数ページにわたって全ての情報を不開示としている点からしても、本件各不開示情報の正確な特定は困難であると言わざるをえない。
- (3) しかし、本件各不開示情報がそれぞれ数ページにわたる（文書741が約9頁程度、文書1128が約3頁程度）ことから推測すれば、本件各不開示情報には、李長官が昭和天皇に拝謁した際の昭和天皇の発言、李長官の発言、及びその状況説明や評価・感想に関する具体的な記述がなされているものと思われるが、次の通り、その内容については明らかになっている部分がある。
- (4) 本件各不開示情報の対象となっている会談に関しては、李長官自身が、その著書（「韓日条約締結秘話」甲 107号証）の中で、昭和天皇との会談の内容を具体的に明らかにしている。

李長官は、甲107号証120頁以下で昭和天皇とのやりとりを具体的に記しているが、話し始めてから話題が続いたが、「だが話題はいぜんとして、無味乾燥なことばかり」との記述の後から、具体的なエピソードが紹介されている。

李長官が紹介する具体的なエピソードは、次のようなものであった。昭和天皇からアメリカの現状を問われたのに対し、李長官が「アメリカは大きい国でした。……。ところで、どうしてアメリカの女性はあんなに背が高いんでしょうね。東洋の男たちには少々大きすぎるのではないかと思いますのですが」と言葉を返し、その続きで、昭和天皇から「最近のソウルはどうですか」と尋ねられたのに対し、ソウルに多くなってきた「箱部屋」の説明として「壁



が隣とくっついているので、隣の家のなまめかしい囁き声までよく聞こえるのですから・・・。」と冗談を言ったところ、昭和天皇が笑ったとのエピソードである。

更に、宮内庁長官から時間が来たことを知らされた昭和天皇が、「いいですから。気にしないで話を続けてください、李長官」と発言し、予定を20分も超過して、約40分も屋台で聞くようなざっくばらんな世間話に打ち興じたとも記している。

- (5) また、文書1128の134枚目(右上に12-133とある頁)において、昭和天皇と李長官との会談に通訳として同行していた前田利一調査官が、「日韓関係と私」のなかで、「その時の拝謁は予定時間をかなり延びるほど和やかであった」「実際には陛下も声を出して笑われるほどいい空気のもとに行われた」と述懐していることからしても、本件不開示情報である『昭和天皇と李長官との具体的なやり取り』とは、李長官が紹介した上記のエピソードを含む世間話であったことは間違いがない。

## 2 不開示理由

- (1) 被告国は、本件各不開示部分に記載された情報は、公にする慣行のない個人の情報であり、また、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがある(法第5条1号、3号)と主張する。
- (2) しかしながら、本件各不開示部分に記載された情報が公にする慣行のない個人の情報であるか否かについて言えば、ここでなされた昭和天皇や李長官の発言は、まさに公人同士が会談した際になされた公人としての発言であるから、これらの発言内容自体を公にする慣行のない個人の情報と解することができないことは言うまでもない。

同じように、状況説明や評価・感想に関する記述内容が、公にする慣行のない個人の情報と解することができないことは言うまでもない。

- (3) そもそも、天皇は日本国憲法に定められているように、国事行為のみを行い、「国政に関する権能を有しない」（憲法第4条第1項）のである。

昭和天皇が李長官と会談した行為は、まさに国事行為に相当する公人としての行為であるから、昭和天皇が行った李長官との具体的なやり取りについて、公にする慣行のない（天皇）個人の情報であると言えないことは言うまでもない。

また、李長官自身が、「韓日会談締結秘話」で昭和天皇との会談内容を紹介している以上、この点からも、公にする慣行のない（李長官）個人の情報であるということもできない。

- (4) 本件各不開示情報と同様の事案（昭和20年9月27日以降に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見に係る記録等に対する開示請求に関し、全部を不開示とした決定がなされた事案）に関して、全部を不開示とした決定を不相当として開示すべきとした旨の情報公開・個人情報保護審査会の答申例（甲108号証）にもあるとおり、本件各不開示情報も開示されるべきである。

上記答申の事案では、昭和天皇とマッカーサーとの会談内容について、法第5条1号、3号（及び6号）に基づく不開示決定がなされたのであるが、第5条1号、3号に基づく不開示決定に対し、次のような理由で、不開示決定が相当でないと判断している。

- ア 法第5条1号の該当性については、『現行憲法の下における象徴としての天皇の有する個人としての立場には、公人としてのものと私人としてのものがあることは明らかであって、これに応じ、その行為に関する情報についても公人としての行為に関する情報と私人としての行為に関するものがあることが認められる。この場合、全くの私人たる天皇の個人に関する情報を除き、天皇が公人として行う行為である外国の国王・王族、大統領の接遇や外国訪問などといったいわゆる「ご公務」に関する情報については、これをすべて

個人に関する情報として不開示とすることが妥当であるとはいえない。』と判断し、そのうえで、昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談記録について、①『その歴史的な重要性が指摘されるなど国民的な関心が高いものとなっている』こと、②『同号ただし書ハの規定に照らしても明らかなどおり、今日、公務遂行に係る公務員の行動が情報公開の対象となることは当然のことと認識されているが、昭和天皇が行った本省会談は、実質的にはその種の公務員の行動に準ずるものと見るべきである』こと、さらに、③『我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきており、本省会談記録と同時期の外交記録は、我が国政府とGHQの要人による会談記録を含め、既に諮問庁によって、これまで数次にわたり公開されてきたという事実が認められ、他方、半世紀以上を経る間に、当事者も他界していること及びこれまで本省会談の内容について様々な形で取りざたされ、研究者により事実関係の究明や分析などがなされているという事実、さらに、一方の当事者であるマッカーサー最高司令官が本省会談を始めとした一連の会談について自己の解釈などを含め回想記に詳述しているといった事実も認められる。』ことなどから、法第5条1号に基づく不開示決定が相当でないと判断している（甲108、12頁から13頁）。

イ 法第5条3号については、昭和天皇とマッカーサー最高司令官との会談の特異性や同会談が半世紀以上も前に行われたという時間的経過に留意しつつ、同会談が行われた後、昭和26年9月にサンフランシスコ講和条約が締結され、翌27年4月にこれが発効したことにより、日本国が国際社会に復帰し、その後の国際社会は、冷戦体制への移行とその崩壊を経て、新たな国際秩序が生まれるなど、様々な変化を遂げてきており、その中であって日本国と米国とを始めとする諸外国との関係も同会談が行われた半世紀前とでは、既に全く異なる状況になってきていることから、同会談録を公にすると米国を始め諸外国との信頼関係を損なうおそれがあるとした諮問庁（外務大臣）の判断に

は相当の理由がないとした（甲108、10頁）。

- (6) 以上より、公にする慣行がない個人の情報（法第5条1号）とする被告国の主張に対しては、天皇の発言であることのみ注目して公の慣行がない個人の情報と判断することはできないことはもちろんのこと、上述したように、天皇が外国要人と会談する行為は個人としての天皇の行為とは到底言えず、いわゆる公人としての天皇の行為といわざるを得ないから、このような公人としての行為は、実質的に公務員の行動に準ずる行為と評価でき、法第5条1号但し書きイの規定により開示されることが相当と判断される性質のものであるといえる。

また、上記答申の法第5条1号該当性に関する各判断理由にもあるように、本件の昭和天皇と李長官との会談における発言内容等は、当然のことながら、その歴史的な重要性が指摘されるなど国民的な関心が高い（答申理由①）こと、昭和天皇が行った本件会談は、上述したように、実質的には公務員の行動に準ずるものと見るべきである（答申理由②）こと、我が国の外交記録が一定の年限の経過した後に原則として公開されてきていることや（答申理由③、甲103、104号証参照）、本件でも昭和天皇と李長官が他界していること（答申理由③）、最後に、一方の当事者である李長官により回想記で詳しく開示されていること（答申理由③）などの諸事情に鑑みても、法第5条1号に基づく被告国の不開示決定は相当でないといわざるを得ない。

- (7) 次に、被告国は、公にすることにより、韓国等との信頼関係が損なわれるおそれがある（法第5条3号）とも主張する。

しかし、本件各不開示情報は、昭和天皇と李長官とが行った公式的な会談に関する情報である。

加えて、当時から既に44年（半世紀近く）も経っていることからすれば、日本政府と韓国政府との関係も、本件会談が行われた半世紀近くも前とは全く状況が異なってきているといわざるを得ない。

また、李長官自身が「韓日会談締結秘話」の中で昭和天皇との会談の内容（本件不開示情報）を具体的に明らかにしていることや、日韓会談に関する外交文書については韓国政府が韓国の情報公開法に基づいていち早く全面公開したことに鑑みれば、本件会談の内容が日本の情報公開法に従って開示された結果を以って、韓国政府から信頼関係を損なったと非難されるいわれは全くないものといわざるを得ない。

更に言えば、上述したように政治行為を行うはずのない（言い換えれば、政治的発言を行うはずがない）昭和天皇の発言内容などが公表されたからといって、それが一体、具体的にどのような分野において韓国政府との信頼関係を損なうことになるのか、全く想像すら出来ないことであり、被告国の主張に論理の飛躍があること甚だしいと言わざるを得ない。

以上